

発行方法
用振の法發
等替條律行
法項及の
のび根
適そ拠

るる利振の以律社条九特回第付十第七三回十年五十利
数利回替適下(債第年別、三国六四回十、二)十四利付
値回り機用「平成十三年法律第十七号」
をり格関を振株項律計七、債及四回、第一回、第十九回、
いに差は受替式等の振替に回第券び回三、十、第十九回、
う応へ日け。募第本る次し十銀も号た七行のに者号と
。の規則算定。そ同すすの定。

○財務省告示第二百十三号
平成二十八年六月二十一日第五条第十ー号に
行条件等を次のとおり告示する。昭和五十七年大藏
省令第三十号に關する省令(昭和五十七年大藏
省令第三十号)に依る。該省令(昭和五十七年大藏
省令第三十号)に依る。

財務大臣
麻生太郎
の規定に基づき、利付国債の

十 十 三 二	十 十 一	九 八	七 六	五
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金 額	払 込 金 額

出百 発平す額の振
し円 行成るの記替
たに 対二。整載法
金額 つ象十数又の
額き 国八倍は規
、債年 の記定
次ご 六金録に
のと 月額はよ
算に 二にる
式、十 よ最振
に額 一る低替
よ面 日も額口
り金 面座
算額 と金簿

五九五額割さ各札じ
万千千内面りい申に。
円円八訳金当も込よを
百へ額てのみる競
五別でるかの發
十表三。らう行に
四の千そち付
億と九の利
五お百応回
千り九募り行
八八一十七額格
百七億差を順の
七億万円入

じ
申に。
を
競
争
に
付
し
て
行
わ
れ
る
入

$$1 + \left(\frac{100 + \frac{\text{表面利率}}{100} \times \frac{\text{各総額} \times \text{各行} \times \text{各期} \times \text{支数}}{100} - \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り} - \text{格差}}{100} \right) \times \frac{\text{残存年数}}{\text{残存年数}}$$

いり 払募（
 算込別
 表決
 金額
 額定
 たに
 と金
 加通
 おり
 額え
 知り
 を、を
 。払
 次受
 込のけ
 金利
 額率
 の子
 の子
 に日
 同上
 365

十四

利

子

(別表) 名称及び記号 （利回第二付）百十国三年庫十債二券	二十九十八	十十十 七六五	利子
利率（年） 一・七%	平成二十八年から通知を受けた者	財務大臣行回場七利計発月の額のり合日利值表十基百と）に午回表し七準円おりす、九（掲公付回つる訂時平載社ではき。正以成さ債日、百後前二れ店本平円のに十た頭証成当訂八平売券二該正年均買業十	第
償還期限 十年平日十成二四月十二三	二十年六月二十一日	（各發行額面金額） 五百五億円	算式

（各發行額面金額×各發行額の利率／100×1／2）
 同日日う算と發行第
 行十
 号
 うるしり支國規
 へと算払債定
 償き支出期のす
 還は払しに支る
 期、期たお払發
 限そが金い期行
 に銀額てを日
 つ翌行を、支後
 い営休支次払の
 て業業払の期各

利 第三付 三十国 十年庫 二 ^一 債 回券 ()	利 第三付 三十国 十年庫 八 ^一 債 回券 ()	利 第三付 二十国 十年庫 三 ^一 債 回券 ()	利 第三付 二十国 十年庫 二 ^一 債 回券 ()	利 第三付 二十国 十年庫 二 ^一 債 回券 ()	利 第三付 二十国 十年庫 二 ^一 債 回券 ()	利 第三付 十 ^一 債 回券 ()	利 回第二付 百十国 九年庫 回 ^一 債 券	利 回第二付 百十国 五年庫 十 ^一 債 五券	利 回第二付 百十国 三年庫 十 ^一 債 四券	利 回第二付 百十国 三年庫 十 ^一 債 三券
二 · 三 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 五 %	二 · 五 %	二 · 五 %	二 · 三 %	一 · ○ %	一 · 二 %	一 · 八 %	一 · 八 %
日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十一	三平 月成 二五 十 ^一 日年	日年平 六成 月四 二十 十八	日年平 三成 月四 二 ^一 十八	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十七	十年平 日十成 二四 月十 二七	日年平 三成 月四 二十 二七	日年平 三成 月四 二十 十七	十年平 日十成 二四 月十 二三
百 十六 億 円	二十 億 円	六 十六 億 円	十 六 億 円	億三 円百 二十 五	四十 五 億 円	十五 億 円	十五 億 円	十三 億 円	二 十六 億 円	百 八十 億 円

～～利 第四付 四十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第四付 三十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第四付 一十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第三付 四十国 十年庫 九～債 回券	～～利 第三付 四十国 十年庫 六～債 回券	～～利 第三付 四十国 十年庫 五～債 回券	～～利 第三付 四十国 十年庫 四～債 回券	～～利 第三付 三十国 十年庫 九～債 回券	～～利 第三付 三十国 十年庫 八～債 回券	～～利 第三付 三十国 十年庫 七～債 回券	～～利 第三付 三十国 十年庫 六～債 回券	～～利 第三付 三十国 十年庫 五～債 回券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %	二 ・ ○ %	二 ・ ○ %
日年平 三成 月六 二十 十三	日年平 三成 月六 二十 十二	三平 月成 二六 十 日年	十年平 日十成 二五 月十 二七	日年平 三成 月五 二十 二七	十年平 日十成 二五 月十 二六	日年平 九成 月五 二十 二六	日年平 六成 月五 二十 二六	日年平 三成 月五 二十 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十三
億四 円百 七 十五	六 億 円	二 億 円	百 億 円	二 十六 億 円	億八 円百 四 十 六	二 十五 億 円	四 十六 億 円	二 十 億 円	円五 百十一 億	十一 億 円	六十 億 円

一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %
日年平 三成 月六 二十 十七	日年平 三成 月六 二十 十六	日年平 三成 月六 二十 十五	日年平 三成 月六 二十 十四
億四 円百 七 十七	八 十八 億 円	億三 円百 六 十八	四 十四 億 円